



## 「親子交流への改名を求める意見書の提出」を求める陳情書

### 陳情の要旨

「親子交流への改名を求める意見書の提出」を求めます。

国（法務省）に対し、地方自治法第99条に基づき「別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ改名を求める」意見書を提出してください。

### 陳情の理由

面会交流とは、別居・離婚後に子供を養育・監護していない方の親（以下、別居親）と子供によって行われる、面会および交流のことです。以前は「面会交渉」と称されていましたが、現在は「面会交流」と呼ばれています。

この「面会」という言葉は、日本において主に「時間を限って面会する」のように用いられます。

例「病院の面会時間」「社長に面会を申し込む」

この様に「面会」は特別の所にいる人や地位の高い人に会うこと、そうした立場の人が訪ねてきた時に主に使われています。

予約する、許可を得るなどの手続きをとって会う場合が非常に多いです。

また、「面会」の二文字は日本において、犯罪者を想起させます。「拘置所での面会」という言葉はTVドラマでもよく耳にするのではないのでしょうか？

別居親も子供も犯罪者ではありません。

親子が会う事に対して、子供の視点や福祉の観点、親の視点や立場から見ても極々自然な事であり、人権上の観点から見ても至極当然なものであると考えます。

それは、特別な所に居るわけでもなく、地位の高さもないものです。当たり前なものなのです。

海外の例を見ましても、国連の委員会による子どもの権利条約が批准（日本は1994年4月に批准）された後では、「面会」を意味するaccessという言葉は、「交流すること」contactという言葉に置き換えられております。  
子供が健全に発育するためには、別居・離婚後も両親の協力が不可欠であり、国連の子どもの権利委員会は、用語を「養育権」や「面会権」から、「共に暮らすこと」、「交流を保つこと」に変更するよう提唱しております。  
parenting time（親子時間）などとも表現されております。

以上の観点から見ても現状の「面会交流」という表現は、親子の交流を表現するに不適切であると考えます。

子供も理解できるように「親子交流」への名称変更を提案します。

令和2年5月19日

寒川町議会議長 関口 光男 殿

陳 情 者

住 所

氏 名

高木 一郎

## 国（法務省）へ提出する意見書（案）

「面会交流」という表現を「親子交流」へ改名を求めます。

面会交流とは、別居・離婚後に子供を養育・監護していない方の親（以下、別居親）と子供によって行われる、面会および交流のことです。

以前は「面会交渉」と称されていましたが、現在は「面会交流」と呼ばれています。当時この表現が変わった背景には、「交渉」とは一方的な意味合いが強く、駆け引きが想起されます。親子が会うためには不適切なものとされたと推察されたのではないのでしょうか。そして、「交流」とはお互いが行き来するもの、お互いが自主性をもってお互いの為に行うものであり、親子が触れ合う状況から見ても適切なものであるから表現が変えられたのではないのでしょうか。

そして現在。この「面会」という言葉については主に「時間を限って面会する」のように用いられます。

例：「病院の面会時間」「社長に面会を申し込む」

この様に「面会」は特別の所にいる人や地位の高い人に会うこと、そうした立場の人が訪ねてきた時に主に使われています。どちらかが一方が赴くイメージも強いと思われる。また、予約する、許可を得るなどの手続きをとって会う場合が非常に多く、何かと制限された状況下で行われるものです。

さらに「面会」の二文字は日本において、負の表現で使われる事が多いです。

「拘置所、留置所での面会」という言葉はテレビドラマでもよく耳にするのではないのでしょうか。犯罪者を想起させます。別居親も子供も犯罪者ではありません。

他にも、面会謝絶、面会制限、面会中止など後に続く言葉も負のイメージが多いと思うのは多くの人が思っている事でしょう。

これらのように、「面会」という言葉は、子供と親が会うには非常にハードルが高く、困難を極めるイメージが持たれてしまいます。

通常、親子が会う事は子供の視点や福祉の観点、親の視点や立場から見ても極々自然な事であり、人権上の観点から見ても至極当然なものであると考えます。

それは、特別な所に居るわけでもなく、地位の高さもないものです。当たり前のものなのです。

海外の例を見ましても、国連の委員会による子どもの権利条約が批准（日本は1994年4月

に批准)された後では、【面会】を意味する access という言葉は、【交流すること】contact という言葉に置き換えられております。

子供が健全に発育するためには、別居・離婚後も両親の協力が不可欠であり、国連の子どもの権利委員会は、用語を「養育権」や「面会権」から、「共に暮らすこと」、「交流を保つこと」に変更するよう提唱しております。

parenting time (親子時間) などとも表現されております。

以上の観点から見ても現状の「面会交流」という表現は、親子の交流を表現するに不適切であると考えます。

では、どのような表現が適切か。それは一番自然な形、当たり前のもの、かしくまった表現ではなく、そのままのもの「親子交流」であると思います。

「面を合わせる」ではなく、親子として当然の時間を過ごす。そういうものでないでしょうか。夫婦の離婚に巻き込まれる子供は、若い年齢の子供も多くおります。その子供たちが面会などと言う聞きなれない言葉をすぐに理解などできるのでしょうか。

普段使いなれない言葉、良いイメージが少ない言葉。余計に抵抗感を持ってしまうのではないのでしょうか。

「親子」という言葉であれば、小さい頃からすぐに耳にする言葉です。聞きなれた言葉です。普段から使う言葉です。

「親子交流」という表現であれば、子供も抵抗なく受け入れ、親子というものの大切さをより理解すると思います。

例え離れて暮らしても、親子が触れ合う、過ごす事を重視する言葉。  
子供も理解できるような言葉。

「親子交流」

改めて申し上げます。

「面会交流」という表現を「親子交流」に改名することを強く求めます。